

株式会社 技研 確認検査業務手数料規定 別表

第1 建築物に関する確認申請手数料(建築基準法第6条第1項第4号(*3))

床面積の合計	FD申請・特例有り(*1)	FD申請・特例無し	書類申請・特例有り(*1)	書類申請・特例無し	天空率加算(*2)	計画変更	構造計算有・FD申請	構造計算有・書類申請
100㎡以内	20,000 円	22,000 円	22,000 円	24,000 円	5,000 円	6,000 円	30,000 円	32,000 円
100㎡超	25,000 円	27,000 円	27,000 円	29,000 円		6,000 円	35,000 円	37,000 円

備考

*1 「特例」は建築基準法第6条の3第1項各号に関する確認の特例とします。(例)建築士の設計に係るもの、認定型式

*2 天空率で算定されている場合は、天空率加算を計上する。

*3 工事種別が「増築」である場合の手数料は第3による。

第2 建築物に関する検査手数料(建築基準法第6条第1項第4号)

床面積の合計	中間検査	再検査	完了検査	追加説明書
100㎡以内	22,000 円	11,000 円	22,000 円	2,000 円
100㎡超	24,000 円	11,000 円	24,000 円	2,000 円

第3 建築物に関する確認・検査申請手数料(建築基準法第6条第1項第1号、第2号及び第3号および工事種別が「増築、改築、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替」の場合(*3))

床面積の合計	FD申請	書類申請	天空率加算(*7)	計画変更	中間検査	再検査(*4)	完了検査	追加説明書	用途変更	ルート2審査追加料金*6			
										住宅(*5)	左記以外		
戸建住宅 *8	100㎡以内	34,000 円	35,000 円	10,000 円	10,000 円	23,000 円	10,000 円	23,000 円	2,000 円	/	30,000 円		
	100㎡を超え 200㎡以内	40,000 円	42,000 円		20,000 円	26,000 円	16,000 円	28,000 円					
上記以外	100㎡以内	35,000 円	37,000 円		18,000 円	35,000 円	13,000 円	35,000 円	3,000 円	-	130,000 円		
	200㎡以内	41,000 円	43,000 円		20,000 円	38,000 円	16,000 円	38,000 円		86,000 円			
	200㎡を超え 500㎡以内	70,000 円	72,000 円		35,000 円	49,000 円	22,000 円	49,000 円	5,000 円	144,000 円		60,000 円	
	500㎡を超え 1000㎡以内	99,000 円	101,000 円		49,000 円	60,000 円	27,000 円	60,000 円		202,000 円		90,000 円	
	1000㎡を超え	130,000 円	132,000 円		65,000 円	70,000 円	33,000 円	70,000 円		264,000 円		170,000 円	
	2000㎡を超え	180,000 円	182,000 円		90,000 円	110,000 円	38,000 円	110,000 円		364,000 円		200,000 円	
	5000㎡を超え	310,000 円	312,000 円		155,000 円	190,000 円	40,000 円	165,000 円	624,000 円	1,324,000 円		260,000 円	
	10000㎡を超え	660,000 円	662,000 円		330,000 円	275,000 円	44,000 円	275,000 円	2,204,000 円				
50000㎡を超えるもの	1,100,000 円	1,102,000 円	550,000 円	495,000 円	55,000 円	495,000 円	2,204,000 円						

株式会社 技研 確認検査業務手数料規定 別表

備考

- *1 用途変更の場合の「床面積の合計」は、当該用途変更部分の床面積とします。
- *2 検査の「床面積の合計」は、検査対象部分の床面積とします。
- *3 工事種別が「増築」の場合は、以下の通りです。
 - ①同一棟の増築の場合 申請部分+(申請以外の部分×1/2)=手数料算定面積
 - ②別棟の増築の場合 申請部分+(申請以外の部分のうち、遡及適用の範囲×1/2)=手数料算定面積
 遡及適用の範囲は、審査担当にご相談下さい。
- *4 「再検査」とは以下に該当する検査とします。
 - ①再度、現場検査が必要となり再受検する中間検査及び完了検査
 - ②中間検査不適合後に計画変更をし、再受検する中間検査
 - ③当日(前営業日の午後1時以降を含む)の中間検査及び完了検査のキャンセル
- *5 「住宅」とは、居住のように供する部分が1/2以上のものをいいます。
- *6 ルート2審査対象物件は、該当金額が加算されます。計画変更の際は手数料を半額とします。
- *7 天空率で算定されている場合は、天空率加算を計上します。
- *8 戸建住宅とは、一戸建ての住宅で住宅以外の部分が延べ面積の1/2以下かつ50㎡未満のものとしてします。

第4 建築設備、工作物に関する確認申請手数料

区分	手数料		
	FD申請	書類申請	計画変更
工作物	26,000 円	28,000 円	13,000 円
建築設備(型式部材製造者認証を受けたもの)	17,000 円	19,000 円	8,000 円
建築設備(上記以外もの)	28,000 円	30,000 円	14,000 円
小荷物専用昇降機	13,000 円	15,000 円	6,000 円

備考

- 1 昇降機は、建築物と一体申請した場合でもそれぞれの手数料が必要になります。

第5 建築設備、工作物に関する完了検査手数料

区分	手数料
工作物	22,000 円
建築設備	22,000 円
小荷物専用昇降機	16,000 円

この表は法改正等の理由により変更することがあります。
平成30年7月1日改定

確認検査加算額（エリア料金）

エリアⅠ	大阪府(府下全域) 京都府(京都市、宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、城陽市、京田辺市、八幡市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町) 兵庫県(神戸市、芦屋市、尼崎市、伊丹市、川西市、三田市、宝塚市、西宮市、猪名川町) 奈良県(奈良市、生駒市、大和郡山市、橿原市、大和高田市、香芝市、葛城市、天理市、平群町、斑鳩町、三郷町、王寺町、河合町、上牧町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町)	発生しない
エリアⅡ	京都府(南丹市、京丹波市、宇治田原町、和束町、笠置町、南山城村) 兵庫県(篠山市、三木市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 奈良県(桜井市、五條市、御所市、明日香村、高取町、大淀町、山添村) 滋賀県(大津市、草津市、栗東市) 和歌山県(和歌山市、有田市、海南市、紀の川市、橋本市、岩出市)	5,000
エリアⅢ	上記エリアⅠ及びⅡ以外の区域	30,000

※他の制度でもエリア料金が発生する場合は、確認検査による手数料のみを加算する

手数料の徴収方法及び徴収時期

1. 徴収方法

手数料は、受け付けた件数毎に現金での支払い又は、振込み入金によるものとする。
(※振込みによる場合は、弊社指定の銀行の口座への振込み。)
但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込とする。

2. 徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込みによる場合は検査申請のあった日より7日以内に弊社へ振り込むものとする。
但し、掛売の場合は除く。

3. 出張費

エリア毎に、手数料に加え出張費を加算するものとする。